



なんでやねん



発行責任者 倉橋 忠

No. 5 0

基本的人権の意味 と 人権を守る装置を考えよう

日本国憲法は、基本的人権をどのように説明しているのでしょうか。日本国憲法の規定から読み取ってみよう。

第3章「国民の権利及び義務」のはじめに置かれている第11条は、「基本的人権は、^{おか}侵すことのできない永久の権利」として保障されとする。「基本的人権の^{きようゆう}享有」という^{むずか}難しい言葉が使われているが、「^{きようゆう}享有」とは生まれつき身につけて持っていることを意味する言葉である。また、「国民は」とされているが、^{けんぽうかいしやくがくてき}憲法解釈学的には、ここでいう「国民」は「日本に住む人」と理解するべきであるとされている。なぜなら、日本国憲法が保障する基本的人権は、日本固有のものではなく、^{じんるい れきし せい か}人類の歴史の成果だからである。

第97条には基本的人権の本質について規定しており、日本国憲法が国民に保障する基本的人権が、日本固有のものではなく、世界の人類の^{じゆうかくとく れきし せい か}自由獲得の歴史の成果であることを説明している。第11条の内容と^{ちようふく}重複しているように見えるが、基本的人権の^{れきし せい}歴史的な意味の重さを忘れてはならないとしている規定である。

そして、基本的人権の歴史を振り返ると、国民の権利を^{しんがい}侵害してきたのは、^{こつ}国家権力である。さらに、^{けんりよく え}権力を得た人が他の人の権利を踏みにじり自分の利益だけを^{ついきゆう}追求するとき、^{まわ}周りの人の権

【基本的人権の享有】

第11条 国民は、すべての^{き ほんてきじんけん きようゆう}基本的人権の享有を^{さまた}妨げられない。この憲法が国民に^{けんぽう こくみん ほ}保障する基本的人権は、^{しょう}侵すことのできない^{えいきゆう けん り}永久の権利として、^{げんざいおよ しょうらい}現在及び将来の国民に与えられる。

【基本的人権の本質】

第97条 この憲法が日本国民に^{けんぽう に ほんこくみん ほ しょう}保障する基本的人権は、^{てきじんけん じんるい た ねん}人類の多年にわたる自由獲得の^{どりよく せい か}努力の成果であつて、これらの権利は、^{か こいく た しれん た え げんざいおよ}過去幾多の試練に堪へ、^{しょうらい こくみん たい おか}将来の国民に対し、^{えいきゆう けん り しんたく}侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

第12条 この憲法が国民に^{けんぽう こくみん ほ しょう}保障する自由及び^{けん り}権利は、国民の^{こくみん ふだん どりよく}不断の努力によつて、これを^{ほ じ}保持しなければならない。又、国民は、これを^{らんよう}濫用してはならないのであつて、^{つね こうきよう ふくし}常に公共の福祉のためにこれを^{りよう せいじん おう}利用する責任を負ふ。

利は無視されることを人類は経験してきた。

だから、基本的人権を守るためには、「じっとしているだけではだめだ」とも憲法は警告している。それが「国民の**不断の努力**」によって保持しなければならないということである。つまり、憲法は、国家権力の横暴をくい止める努力と、国民自らが周囲の人の権利を侵害することのないように努力することを求めている。そのために「**濫用してはならない**」と国民に警告しているのである(権利の乱用といい、権利としての効力が認められない)。そして、自分の権利を行使するときは「**公共の福祉**のために利用する責任を負う」としたのである。

憲法の最高法規性

日本国憲法の基本原則の国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を實現するためには、憲法の定めが最高の法であることを決めておく必要がある。第98条は、立憲主義を明確に規定した。

国際協調主義をとり国際社会の

平和を實現するために、条約の遵守(守ること)を規定している。かつての日本が、国際法規を無視して自国の利益だけを求めて戦争に突入したことへの反省である。

憲法尊重擁護の義務

基本的人権の尊重だけでなく、憲法の基本原則が国家権力によって踏みにじられると「絵に描いた餅」になってしまう。そこで、日本国憲法

は、天皇・摂政、国務大臣、国会議員、裁判官とその他の公務員に対して、「憲法を尊重し擁護する義務」を明確に規定した。「擁護する」とは「害されないように、かばい守ることである」。これは、権力作用を担う者が、国民の基本的人権を侵害してきた歴史をふまえて「当たり前」のことをわざわざ決めているのである。それゆえに、一般国民が「不断の努力」で憲法や基本的人権の尊重を守る義務と、公務員が負う憲法尊重義務とはレベルが違っていると理解しなければならない。

【憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守】

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

【憲法尊重擁護の義務】

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。